

帝国都市と手工業

谷口 健治

【要約】 最近、一八世紀以前の「古き手工業」に関しては、それが単なる経済活動ではなく、包括的で多面的な生活文化を形成していたという点が強調されるようになってきた。しかし、多面性の具体的な様相についてはそれほど明瞭になっているとはいえない。そこで、本稿においては、都市の市民権と手工業における営業権が一組のものとして取得されていたという事実から、政治的機能を経済的機能と並ぶ「古き手工業」のもう一つの重要機能と捉え、手工業が都市の自治体制の中でどのような役割を果たしていたのかを検討することにした。一八世紀以前の都市の在り方を考慮して、三つの帝国都市を選び、これらの都市における政治体制と手工業との係わりを検討の手がかりとした。

史林 七四卷三号 一九九一年五月

はじめに

一八世紀以前の「古き手工業」が単なる経済活動、営業活動ではなく、包括的で多面的な生活文化を形成していたことは、一九七〇年代の初めにベルクマンの著作^①によってこの点が改めて強調されて以来、工業化時代の手工業を主な対象とする研究者の間においても常識的な知識になっていると言えよう。しかし、中世や近世初頭についてはともかく、工業化時代の手工業史の直接的な前提となる一八世紀に限って言えば、「古き手工業」のこのような包括性、多面性を具体的に肉づけする作業が着々と進展してきたかどうかについては、多少の疑問を呈示せざるを得ない。一八世紀の手工業について包括性、多面性の呼称のみが先行し、内実の解明が必ずしもそれに伴わない原因は、次のような所に求めることができ

る。

ドイツ手工業史の研究状況から見ると一八世紀は一種の狭間をなしている。民俗学の立場から一八世紀の「小市民」の生活について先駆的な著作を物したメラーも指摘しているように、ドイツにおける手工業の黄金時代は中世から近世初頭に求められ、一八世紀は「古き手工業」の衰退期に過ぎないと見做されている。このため、古い時代の手工業史研究の中では一八世紀はどうしても「継子」扱ひとならざるを得ない。一方、一八〇〇年を過ぎると、手工業は工業化との関連で再び注目されるようになり、最近では手工業が工業化の中で以前考えられていたよりも遙かにポジティブな役割を果たしたのではないかという観点から研究が進められている。一八世紀の手工業史と近代手工業史の間に取り残された形になっているのである。

もちろん、冒頭に述べたように、今日では、近代手工業史の研究者の間においても、経済活動に特化した工業化時代の手工業とは異なつて、「古き手工業」は多機能性、多面性を備えていたということが共通の理解となつており、近代手工業史の出発点の状況としてこの多面性が議論の対象となることも多い。しかし、近代手工業史の直接的な関心は飽くまで一八〇〇年以降の手工業の発展にあり、一八世紀の多機能的な手工業の姿は既に克服されつつある、あるいは克服されてしまつた状態として視野の一角を占めるに過ぎないのである。「古き手工業」の多面性、包括性は、近代手工業史にとつては分析の対象というより、単なる理論的枠組、あるいは背景説明に留まつていゝと言えよう。先のベルクマンの著作においても、研究の中心は一九世紀のベルリン手工業の発展を経済的、数量的に把握することに置かれている。

このように、一八世紀の手工業は手工業史の焦点から外れているのであるが、しかし、どのような事情があるにせよ、工業化時代の手工業に直接先行する一八世紀の「古き手工業」が通り一遍の多機能性の指摘で片づけられることは決して好ましいことではない。そこで、本稿では、この時代の「古き手工業」の多面性をもう少し具体的に把握することを試みようというわけである。ところが、この作業を実際に進める段になると、今度は単純に包括性、多機能性を強調すること

の持っているもう一つの問題点が現れてくる。そのもう一つの問題点というのは、単に多機能性を強調するのみでは「古き手工業」はあの機能もこの機能も果たしていたということを指摘するに留まり、経済以外では一体どの機能が機軸となるのか、どの機能を第一に取り上げるべきかということが明らかにならないという所にある。「古き手工業」の持つ様々な機能を何の脈絡もなく列挙するのみでは、「古き手工業」は生活のあらゆる局面を際限なく飲み込んで、却ってアモルファスな様相を呈することになってしまうのである。

それでは、「古き手工業」の多機能性という場合、先ずどのような側面に着目すべきなのであるか。その答えを見出すことはそれほど困難なことではない。「古き手工業」においては、最終段階に至るまで、手工業の営業権がそれぞれの都市を単位として設定されていたこと、手工業の営業権と市民権は一对のものと考えられており、手工業者は親方の資格を取得すると同時に市民権をも取得していたことなどを考えれば、都市という小共同体の政治体制に手工業者がどのように関わっていたのか、手工業は都市との関連の中で政治的、行政的、法的にどのような機能を果たしていたのかという問題を経済以外の最も重要な側面として取り上げるのが順当というものであろう。幸い、都市の自治体制やその中の手工業者の役割については、個々の都市に関する都市史研究の中から一定の材料を集めることができる。そこで、本稿においては、主として既存の都市史の研究を整理しながら、手工業者と都市の政治体制との関係、「古き手工業」が旧型都市との関連で果たしていた機能について検討を加えてみることにしたい。

ただし、本稿においては、単に手工業との繋がりという域を越えて、都市の自治体制そのものについてもある程度の字数を費やすことにした。そもそも、ヨーロッパの旧体制下においては、都市は全国共通の都市条令といったものに基づいてその自治体制を構築していたわけではなく、基本的にはそれぞれの都市が独自に都市としての権利を獲得し、それぞれ別のやり方で市政を敷いていた。従って、都市の政治体制と手工業の関連を問うという場合にも、一八世紀のドイツ都市一般ではなく、個々の都市の政治的仕組みにまで立ち入って、その中に「古き手工業」を位置づけるという作業を行わ

なければならぬ。しかし、我が国においては、一八世紀のドイツ都市については、若干の論文や訳書が見られるのみで、一般的性格づけという点でも、ここで特に問題となる個別の都市の政治制度に関する知識という点でも、未だ十分な紹介が行われているとは言いがたい^③。つまり、「古き手工業」という「部分」をその中に位置づけるべき個々の都市の自治体制という「全体」についての知識を所与のものとして前提することができないわけである。このため、ここでは、都市の政治制度の再構成を試みながら、同時にその中における「古き手工業」の役割を検討するという方法を取ったのである。もっとも、一八世紀のドイツ都市とは言っても、すべての都市を網羅的に対象となし得る筈もなく、ここでは、本論の冒頭に述べような理由から幾つかの帝国都市に絞っている。また、一八世紀のドイツの都市について情報が欠けているというのは飽くまで我が国の研究状況に関することであって、一八世紀については幾分手薄とはいえ、ドイツにおいては旧型の都市の歴史に関して膨大な研究文献が蓄積されている^④。あるいは言わずもがなのことから、本稿ではその極一部を利用し得たに過ぎないことをお断りしておく。

① Bergmann, J.: *Das Berliner Handwerk in den Frühphasen der Industriellisierung*, Berlin 1973, S. 5-34.

② Möller, H.: *Die kleinbürgerliche Familie im 18. Jahrhundert*, Berlin 1969, S. 1.

③ 最近のドイツ近世都市についての研究としては、中村賢二郎「十七・十八世紀ドイツ中小都市の閉鎖性」中村賢二郎編『歴史のなかの都

市』(ケネルヴァ書房、一九八六年)二八〇-四八頁がある。

④ 一八世紀以前のドイツの都市に関する最近の研究動向や研究成果については Gerteis, K.: *Die deutschen Städte in der frühen Neuzeit*, Darmstadt 1986; Isenmann, E.: *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter*, Stuttgart 1988 を参照。

I

一八世紀以前のドイツには帝国都市と呼ばれる一群の都市が存在した。これらの都市は神聖ローマ帝国の国制の中で皇帝に直属する地位を保ち、一種の都市共和国を形成していた。もちろん、帝国の消滅期に至るまでこれらの都市と皇帝と

の法的、精神的絆は決して磨滅しなかったし、また市政の混乱期には帝国による介入も行われた^①。しかし、通常の時期には、これらの都市に対する皇帝の支配は全く形式的なものに留まり、それぞれの都市において有力市民による共和政治が行われていたのである。一六四八年のウェストファリア講和条約以後は、皇帝権力そのものが化石化の道を辿ったことによって、皇帝が帝国都市に対して実質的な支配を及ぼす場面は一段と少なくなった。

一方、皇帝権力の形骸化とは裏腹に、一七世紀後半以降、大規模領邦国家は近代的統治機構の整備を進めて中央集権國家の体裁を整えていった。もとより、神聖ローマ帝國が存続している限り、領邦國家の権力集中には一定の限界があったが、それにもかかわらず、領邦所屬の都市はこのような中央集権化の影響を受けて中世以来の自治権を次第に蝕まれていった。しかし、帝國國制の壁に護られていた帝國都市にはこうした領邦國家における都市自治圧迫の動きは直接的な影響を及ぼすことはなかった。このため、帝國都市においては、最後まで参事会を中心とした自治体制が保たれることになった。帝國都市はいわば近代化してゆく國家権力の隙間に取り残された真空地帯だったのであり、外部から掣肘を加えられずに放置された場合、都市の自治体制がどのような姿を示すかのを表していたのである^②。

もっとも、領邦國家によって自治権を制約されていたとはいえ、領邦都市の政治体制も帝國都市のこの純粹培養的自治制度とかけ離れた存在になってしまったわけではなかった。というのは、領邦國家は都市の自治体制を掘り崩してはいたものの、一八世紀の段階ではいまだ都市制度そのものを全面的に再編成するには到っておらず、中世以来の個別的都市権に基づく都市の自治制度が形の上では持続していることが多かったからである。その限りでは、帝國都市と領邦都市の間には制度上の共通性があり、帝國都市の自治制度についての知見は一定の限定を加えれば領邦都市にも当て嵌まるのである。帝國都市の自治制度は決して五〇余りの帝國都市に固有の特異な制度ではなく、旧型の都市に一般的に見られる自治体制をいわば純化された形で示しているのである。

ところで、中世や近世初頭ならばともかく、一八世紀ともなれば帝國都市は弱小都市に偏ってはいなかったであろうか。

表1 1800年前後のドイツの上位15都市

Bairoch u. a.		de Vries	
1) Berlin	172000	1) Berlin	150000
2) Hamburg*	130000	2) Hamburg*	10000
3) Königsberg	60000	3) Königsberg	59000
4) Dresden	60000	4) Dresden	55000
5) Breslau	60000	5) Breslau	54000
6) Frankfurt a. M.*	48000	6) Köln*	42000
7) Köln*	41000	7) Danzig	40000
8) München	40000	8) Magdeburg	37000
9) Danzig	37000	9) Bremen*	36000
10) Bremen*	36000	10) Frankfurt a. M.*	35000
11) Magdeburg	36000	11) München	34000
12) Leipzig	30000	12) Leipzig	32000
13) Augsburg*	30000	13) Augsburg*	28000
14) Nürnberg*	30000	14) Nürnberg*	27000
15) Braunschweig	30000	15) Braunschweig	27000
		16) Potsddam	27000

*印は帝国都市

確かに、一八世紀には帝国都市の最盛期は過ぎ去っており、領邦国家の首都が急速な成長を遂げていたのに対して、帝国都市の人口は低迷状態に陥っていた。また、中世から近世初頭にかけての最盛期に比べれば、かなりの人口減少を記録した帝国都市も見られる。しかし、すべての帝国都市が局地的な重要性しか持たない小都市に転落したわけではなかった。表1は一八〇〇年前後のドイツの大都市を示したものであるが、この中にもかなりの数の帝国都市が見受けられる^③。人口数万という数字はいかにも小規模という印象を与えるが、ドイツの大都市が同時代の他のヨーロッパ諸国の都市に比べて殊更みすぼらしかったわけではない。

なるほど、近世に入ってヨーロッパの国際貿易の基軸が大西洋沿岸に移動したことによってドイツは経済的に不利な立場に置かれていたし、神聖ローマ帝国の遠心的傾向に災いされて統一な政治的中心地が育つということもなかった。このため、一八世紀のドイツにはロンドンやパリに匹敵するような都市は欠けていた。しかし、一八〇〇年前後に一〇〇万都市に近づきつつあったロンドン、五五万の人口を数えていたパリはイギリスやフランスの都市の中では他の都市とは全くかけ離れた例外的存在だったのである。イギリス(イングランドとスコットランド)の場合ロンドンに次ぐ第二の都市マンチェスターの人口は僅か八万四〇〇〇〇人、フランスの場合もパリに続く第二の都市リヨンの人口は僅か一〇万九〇〇〇人にすぎなかった(表2参照)。これらの都市を比較の対象とすれば、イギリスやフランスの都市とドイツの都市の間に格段

表2 1800年前後のイギリスとフランスの上位15都市

Bairoch u. a.				de Vries			
London 948000		Paris 550000		London 865000		Paris 581000	
Manchester	84000	Lyon	109000	Edinburgh	82000	Lyon	100000
Edinburgh	83000	Marseille	101000	Liverpool	78000	Bordeaux	88000
Liverpool	83000	Bordeaux	96000	Glasgow	77000	Rouen	81000
Birmingham	71000	Rouen	80000	Manchester	70000	Marseille	78000
Glasgow	70000	Nantes	77000	Birmingham	69000	Nantes	74000
Bristol	64000	Lille	56000	Bristol	64000	Lille	59000
Leeds	53000	Toulouse	50000	Leeds	53000	Strasbourg	48000
Sheffield	46000	Strasbourg	49000	Sheffield	46000	Toulouse	45000
Norwich	37000	Orleans	48000	Plymouth	43000	Orleans	43000
Newcastle	33000	Metz	46000	Norwich	37000	Nimes	40000
Portsmouth	33000	Nimes	41000	Portsmouth	32000	Metz	39000
Bath	33000	Amiens	40000	Bath	32000	Amiens	36000
Hull	30000	Caen	35000	Nottingham	29000	Caen	34000
Nottingham	29000	Montpellier	33000	Newcastle	28000	Toulon	32000
				Hull	28000		

の規模の違いがあったわけではない。

このように、旧体制下の帝国都市は神聖ローマ帝国の国制に保護されて都市自治をより純粋な形で保持しており、しかも、帝国都市のすべてが地方の弱小都市に転落し、都市としての特性を喪失してしまっただけではなかった。帝国都市の中にも人口集積地としての都市の特質を維持した都市は存在したのである。従って、これらの帝国都市を手がかりにして工業化以前のドイツにおける都市自治の在り方を整理し、更にそのような都市自治と都市手工業との係わりを検討しようとすることは決して偏った試みという誇りを受けないべきものではない。もっとも、数に限りがあるとはいえ、大きな帝国都市をすべて取り上げることには困難が伴う。そこで、本稿においては、帝国都市の中からケルン、アウクスブルク、ニュルンベルクという比較的大きな、しかも政治に異なった体制を持つ都市を選び、これらの都市における手工業と自治制度の関係を検討しながら、旧型の都市社会の中で手工業がどのような位置を占めていたのかを探ってみることにしたい。

先ず最初に、ケルン、アウクスブルク、ニュルンベルクの三つの帝国都市がどれだけの人口を持っていたのか、それらの人

口の中で手工業者はどのような割合を占めていたのかを見ておこう。一九世紀に入って正確な人口調査が行われる以前については推定値で満足する以外にないが、一八〇〇年前後にはケルンの人口はおよそ四万一〇〇〇人、アウクスブルクの人口はおよそ三万人、ニュルンベルクの人口もおよそ三万人を数えていた^④。当時の水準から言えば、これらの都市は比較的大きな都市の部類に入る。もっとも、市政に係わる政治的権利の有無という点から言うと、ここに掲げた人口のすべてがこれらの都市の市民を構成していたわけではなかった。

帝国都市に限らず、一八世紀以前の旧型の都市においては、都市の住民は、都市共同体の活動に参加する権利を持った市民権保有者あるいは市民と単なる住民とに区分されていた。それぞれの都市において政治に参加し、手工業を営み、不動産を取得し、また困窮に陥った場合に公的扶助を受ける権利を持っていたのは市民権保有者≡市民のみであり、単なる住民はそのような権利から排除されていた。市民権取得の具体的な条件はそれぞれの都市によって異なっていたが、一般的に言うと、よそ者が市民権を得ようとする場合、一定の宗派に属していること（例えば、ケルンの場合にはカトリックであることが必要であり、ニュルンベルクの場合には逆にプロテスタントであることが必要であった）、嫡出児であること、一定の財産を所有していることなどの条件を満たした上、かなりの額の手数料を支払わなければならなかった^⑤。

それでは、ケルン、アウクスブルク、ニュルンベルクの三つの帝国都市では都市人口のうちどの程度がこの市民権を得得したのであろうか。ケルンの場合、一七七九年の時点における市民権（正確には小市民権）保有者の数が明らかにになっているが、その数はおよそ四二五〇人であった^⑥。従って、市民権保有者は人口のおよそ一〇パーセントに過ぎなかったことになる。もっとも、女性は通常市民権を取得せず、人口の中には未成年者も含まれているから、家族を単位（二家族四人とする——以下同様）として考えると、市民とその家族はケルンの人口のおよそ四一パーセントに当たる。

市民以外の住民を見ると、手工業の営業は許されなかったが合法的な居住を認められていた居留民、独自の法秩序に服していた聖職者、同じく特別の法的身分を持ち都市の法制度の埒外にあった貴族やその家臣、市民の家父長権の中に取り

込まれていた職人や家事使用人、あるいは全くの非合法的居住者などその法的地位は雑多であった。このため、その割合が半数に満たなかったとしても、住民の中では市民とその家族が法的に言って最も大きな均質集団を形成していた。ケルン以外の都市についてもこの点の事情は同じである。

それでは、ケルンには同じ頃どの程度の手工業者がいたのであろうか。少し時期がずれるが、一七九七～九九年の段階でケルンの手工業経営者は二三八四人を数えていた。^⑦従って、手工業者は市民権保有者の中ではおよそ五八パーセントの割合を占めていたことになる。市民権保有者の中では手工業者が数のうえで圧倒的な勢力を誇っていたのである。そればかりではなく、手工業者たちは一部の職種を除いてツンフト（ケルンではアムトと呼ばれる）に組織されていた。

ケルンは中世以来の手工業都市であり、職種の数は多かった。ツンフト制度が崩壊した直後の一八世紀末にもまだ一二〇近くの職種が残存していた。^⑧それ以前には更に多くの職種が存在していたものと思われる。もっとも、それらの職種はすべてがツンフトを形成していたわけではない。火酒醸造や葉巻製造など比較的新しく興った職種はツンフト外の自由営業であった。また就業者の人数が少なすぎると一つのツンフトを形成できない職種もあった。これらは近縁の職種のツンフトに吸収されるか、弱小職種同士が集まってツンフトを形成するかしていた。結局、ケルンでは五〇近くのツンフトが公認されていた。^⑨

それぞれのツンフトにはアムツマイスターと呼ばれる二人の会長がおり、外部に対してツンフトを代表していた。また、ツンフトの金庫を管理し、書類に署名し、構成員の規約違反を監視し、親方作品の鑑定を行うのも、彼らの役目であった。彼らはツンフト所属の親方の選挙によって、あるいはツンフトの幹部による選挙によって選ばれていた。ケルンの場合、一三九六年のツンフト革命によって生まれた政治体制が一八世紀末まで継続していたため、これらのツンフトは幾つかが寄り集まってガッフエルと呼ばれる政治的ツンフト（ガッフエルの数は二二）。但し一部のガッフエルはツンフトとは関係のない商人の組織）を形成していた。^⑩

次にアウクスブルクの場合を見てみよう。ここでは、市民権保有者の数は一七九六年の時点で四六六七人であった^①。従って、人口三万人の内のおよそ一六パーセントが市民権保有者であったことになる。家族を単位として見ると、市民とその家族は人口の六二パーセントを占めている。ケルンと比べると市民権保有者の比率が高いが、アウクスブルクの市民権取得条件が緩やかであったか否かは別途検討を要する問題であろう。人口と市民権保有者数の間にはそれぞれの都市の性格に絡む複雑な関係があるように思われる^②。

市民権保有者の中で手工業者が占める割合は、ケルンの場合と同じようにアウクスブルクにおいても高かった。一七八八年頃の数値では手工業親方は二七三七人を数えている^③。ここでも市民権保有者の数値と手工業者の数値では時期が少しずれているという難点があるが、手工業者は市民権保有者のおよそ五九パーセントを占めていたと考えることができよう。因みに、人口に対する手工業者とその家族の比率は三六パーセントとなる。

これらの手工業者はアウクスブルクでは流通関係の職種に従業者と共に一七のツンフトと三つのツンフト類似団体（金細工師、画工、床屋）に組織されていた^④。もちろん、これは職種の数が二〇に限られていたということではなく、ここでも複数の類似の職種が集まって一つのツンフトを構成していたのである。例えば、金属加工業者のツンフトには一九もの近縁の職種が集まっていた。ツンフト外の自由営業を認められていた職種をも含めて、アウクスブルクでは一三〇余りの職種の手工業が営まれていた^⑤。

それぞれのツンフトあるいはツンフト類似団体にはフォーアゲアーと呼ばれる会長と、検査親方がおり、会員の登録、共有財産の管理、会員の規約違反の監視、会員同士の争いの調停、製品の検査などに当たっていた。会長や検査親方は、ここではケルンのように選挙制ではなく、ツンフト側の推薦した者の中から参事会が任命していた^⑥。ケルンとは異なって、アウクスブルクでは一三六八年に成立したツンフト中心の政治体制が一五四八年に崩壊し、それ以後ツンフトの自治権は大幅に制限されていたのである。

最後に、ニュルンベルクの様子を見ておこう。残念ながら、ニュルンベルクの場合、一八世紀の市民権保有者の数については数字が残されていないようである。しかし、ここでも数の上では手工業者が市民権保有者の中で最大の集団を形成していたものと考えられる。手工業の経営者に関しては、一七八五年の時点で郭外地をも含めて二八六六人という数値が記録されている^⑩。従って、手工業者とその家族の対人口比は三八パーセントということになる。市民とその家族はここでも人口の一部を占めるに過ぎないので、手工業者が市民権保有者の中に占める割合がこの三八パーセントという数字をかなり上回することは確実である。

ところで、ニュルンベルクの場合、一四世紀のツンフト闘争を都市貴族が押さえ込んでしまったので、他の多くの都市とは異なって手工業者の自治団体としてのツンフトは存在しなかった。しかし、ここでも手工業を自由に営業することが認められていたというわけではない。ニュルンベルクでは糺問局という市の役所が手工業者を監督しており、この役所から手工業規約を与えられた一一〇の職種には宣誓手工業という地位が認められていた。これが他の都市のツンフト手工業に相当し、これらの職種を営むには、他の都市でツンフト手工業の親方になる場合と同じ様な手続きを踏んだ上、糺問局において親方名簿に登録を受けることが必要であった。宣誓手工業以外の職種は自由営業とされたが、経営者は少なく、一七〜一八世紀を通じて一〇パーセント以下に留まっていた^⑪。

宣誓手工業に指定された職種では、参事会によって宣誓者と呼ばれる数名の役員が任命されていた。宣誓者の役割は、それぞれの職種の親方に手工業規約を遵守させ、また親方試験を実施し、新規の親方を認定し、製品の検査に当たることであった。当初、宣誓者は糺問局による手工業者監視の協力者に過ぎなかったが、一八世紀には職種の利害の代弁者という性格を強めるようになった^⑫。

以上がケルン、アウクスブルク、ニュルンベルクという三つの帝国都市における一八世紀末の人口と市民権保有者数、その中で手工業者の比重、および手工業者の組織形態である。市民権保有者が人口の中に占める割合は都市の規模と性

格によって異なるが、市政と直接的な関わりをもつ市民権保有者の中では手工業者は常に高い割合を占めていた。しかも、手工業者は職種を基盤にした組織を持ち、自らの意志を結集できる態勢を整えていた。もちろん、これらの組織に許容された自治の度合いは都市によって異なっており、中にはニコルンブルクのように行政の完全な下請け組織もあったが、そのような組織の場合にすら手工業者の利害を代弁する機能は備えていたのである。

- ① 一八世紀末の神聖ローマ帝国国制については Aretin, K. O. F. v.: *Heiliges Römisches Reich 1776-1806*, Teil I, Wiesbaden 1967 参考。帝国都市と帝国との繋がりは Ebenda, S. 90ff. を見よ。
- ② 外部から賦税を加えられなかった場合、都市の自治体制がどのような姿を示すかという点については、コッホがニコルンブルクの手がかりを考察したところ。Vgl. Koch, R.: *Grundlagen bürgerlicher Herrschaft*, Wiesbaden 1983.
- ③ 表1の数字は Vries, J. d.: *European Urbanisation 1500-1800*, London 1984; Bairoch, P., J. Batou, P. Chèvre: *La population des villes européennes de 800 à 1830*, Genève 1988 による。表の数値は西暦による。本文中の数字はとりもたず後者による。ケルン、マウンスントク、ニコルンブルクのいずれの都市についても、研究者によって示されることが異なったり人口を示されなかった。Vgl. Kellenbenz, H., Hrsg.: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Bd. 2, Köln 1975, S. 23; Nicolini, I.: *Die politische Führungsschicht in der Stadt Köln gegen Ende der reichsstädtischen Zeit*, Köln und Wien 1979, S. 17f.; Batori, I.: *Die Reichsstadt Augsburg im 18. Jahrhundert*, Göttingen 1969, S. 14f.; Gottlieb, G. u. a., Hrsg.: *Geschichte der Stadt Augsburg*, 2. Aufl., Stuttgart 1985, S. 477; Fassel, P.: *Konfession, Wirtschaft und Politik*, Sigmaringen 1988, S. 21f.; Wiest, E.: *Die Entwicklung des Nürnberger Gewerbes zwischen 1648 und 1806*, Stuttgart 1968, S. 112; Pfeiffer, G., Hrsg.: *Nürnberg*, München 1971, S. 317; Gämme!, R.: *Vorindustrielle Bauwirtschaft in der Reichsstadt Nürnberg und ihrem Umland (16.-18. Jh.)*, Stuttgart 1985, S. 15.
- ④ Nicolini: a. a. O., S. 88, 92ff., 95ff., 106ff.; Batori: a. a. O., S. 15f.; Fassel: a. a. O., S. 52f.; Stetten, P. v.: *Beschreibung der Reichs-Stadt Augsburg*, Augsburg 1788, S. 33; Gebhard, W.: *Organisation der Reichsstadt Nürnberg*, Nürnberg 1910, S. 5f.
- ⑤ Nicolini: a. a. O., S. 149ff.
- ⑥ Ebeling, D.: *Bürgertum und Pöbel*, Köln und Wien 1987, S. 14f., 74. ヨーリントマンと手工業者については数字は数字は自治業者の一部を加えて。
- ⑦ Ebenda, S. 182-187 の職業頻度表を参照。
- ⑧ Kellenbenz, Hrsg.: a. a. O., S. 45-62, 64f. Vgl. auch ebenda, Bd. 1, S. 349-365.
- ⑨ Nicolini: a. a. O., S. 135f., 145f. など。ケルンにおけるニコルンと闘争を二三九六年体制の成立に関する研究として、林毅『ドイツ中世都市と都市法』(創文社、一九八〇年)を参照。
- ⑩ Fassel: a. a. O., S. 55; Betger, R.: *Das Handwerk in Augsburg beim Übergang der Stadt an das Königreich Bayern*, Augsburg 1979, S. 34.

- ⑭ 幾つかの都市にいて人口と市民の数を示せば表の如くなる。数は次の書物による。Ribbe, W.: *Geschichte Berlins*, Bd. 1, München 1987, S. 415, 416; Loose, H.-D., Hrsg.: *Hamburg*, Bd. 1, Hamburg 1982, S. 366, 367; Koch, R.: *Grundlagen bürgerlicher Herrschaft*, Wiesbaden 1983, S. 185, 202; Rödel, W. G.: *Mainz und seine Bevölkerung im 17. und 18. Jahrhundert*, Stuttgart 1985, S. 72, 121 ff.; Grabmann, A.: *Lübische Geschichte*, Lübeck 1988, S. 492.
- ⑮ Stetten: a. a. O., S. 38-41 の職業表による。
- ⑯ Fassel: a. a. O., S. 57.

II

表 3 幾つかの都市の人口と市民権保有者数

都 市 名	人 口	市 民	市 民 対 人 口 比
Berlin (1803)	178308人	12781人	7.17%
Hamburg (1763/1759)	93000	9000	9.68
Frankfurt (1819/1817)	42300	4848	11.46
Köln (1779)	41000	4250	10.37
Augsburg (1796)	30000	4667	15.56
Mainz (1792)	25600	2164	8.45
Lübeck (1789)	24000	2000	8.33

それでは、市民権保有者の中で高い割合を占め、利益代弁機構をも備えていた手工業者の意向は市政にどのように反映されていたのであろうか。それとも、帝国都市の自治体制にはそもそもそのような仕組みは存在しなかったのであろうか。この点に留意しながら、次に、三つの帝国都市における政治制度の概要を一八世紀の状況を中心に纏めてみることにしたい。もちろん、冒頭でも触れたように、旧ヨーロッパの都市は基本的には個別に都市としての地位を獲得していたのである。帝国都市とは言っても、三つの都市が何らかの共通の法律に基づいて自治体制を構築していたわけではない。従って、

- ⑰ Stetten: a. a. O., S. 42. 職種の数は Ebdenda, S. 38-41 の職業表による。
- ⑱ Beltger: a. a. O., S. III f. Vgl. auch Rathke-Köhl, S.: *Geschichte des Augsburger Goldschmiedgewerbes vom Ende des 17. bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, Augsburg 1964, S. 5f.
- ⑲ Wiest: a. a. O., S. 169, 175.
- ⑳ Ebdenda, S. 38f., 63f., 65ff., 70, 77. この様な職種が宣稱手工業として認定されたかについては Ebdenda, S. 194-195 の一覽表を見よ。
- ㉑ Ebdenda, S. 69f. なお、ニルンベルクの手工業については幸田和男「一八世紀都市秩序の中の手工業者」上山安敏編『近代ヨーロッパ社会史』（ワネルウツ書房、一九八七年）一四〇〜一六四頁においても取り上げられている。

ここでもそれぞれの都市の制度を個別に検討する必要がある。

一六四八年のウェストファリア講和条約で神聖ローマ帝国の領邦君主たちには事実上の主権が認められた。それと同時に帝国都市にも彼らと全く同等の地位が公認されることになった。帝国都市に認められたこの実質上の主権の担い手は参事会と呼ばれる自治機関であった。参事会は領邦君主と同じように都市の内部に対しては統治権、立法権、裁判権を行使し、外部に対しては外交権を行使することになった。しかし、共通点はここまでで、参事会が実際にどのように構成され、どのように運営されるかは、中世以来の歴史的経緯もあり、それぞれの都市によって異なっていた。

(i) ケルンの場合、参事会を中心とする自治体制の基本的な姿は既に一三九六年に形作られていた。この一三九六年の政治体制は都市貴族とツンフトの抗争にツンフト側が勝利を収めた結果生まれてきたもので、ツンフトがガッフェルという組織を通じて参事会の選挙などに強い影響を及ぼすことをその特徴としていた。この政治体制は、途中で若干の手直しを受けたのみで、一七九四年にケルンがフランスによって軍事占領され、事実上帝国都市としての地位を喪失するまで維持された。

最高決定機関である参事会には四九人の参事会員が所属していた。各参事会員の任期は一年とされ、毎年六月二四日の聖ヨハネの日に二四人、二月二五日のクリスマスに二五人の参事会員の改選が行われた。もともと参事会員は特定の人物への権力の集中を避けるため一旦任期を終えると二年間は再選されない規定となっていた。しかし、一八世紀にはこの規定は既に有名無実化しており、一度参事会員に選ばれた者は特に問題がない限り二年後には必ず再選されるという仕組みができて上がっていた。こうして、参事会員は実質的に終身制となり、二四人と二五人の六つのチームがそれぞれ二年間の休暇期間を挟みながら交互に参事会の職務を担当するようになった。^①

もともと、参事会員が事実上終身化したからといって、ツンフトによって構成されるガッフェルが参事会員の大部分を選出するという手続きが消滅したわけではなかった。六月改選の参事会員二四人の内一七人、一二月改選の参事会員二五

人の内一九人、都合三六人の参事会員が形式上は最後までガッフェルによって選出されていた。残りの参事会員（六月改選分七人、一二月改選分六人）は新たに構成された参事会自体によって選出された。ガッフェル選出の参事会員と参事会選出の参事会員の間に権限の上では区別はなく、参事会の決定は二人の市長を加えて多数決によって行われていた。^②

参事会の定例会議は毎週月曜日、水曜日、金曜日の午前中に市庁舎で開催された。参事会員は名譽職であったが、会議への出席手当ては支給された。四九人の参事会員は全員会議に出席して議案を提出する権限を持っていた。参事会の会合には参事会員の他に二人の市長（参事会員ではないが、発言権と投票権をもつ）、四人の法律顧問官、二人の書記官の出席が認められていた。議決の際には、先ず二人の市長が意見を述べ、参事会員が就任している官職の序列に従って態度を表明した。市長と序列一位、二位の参事会員の意見が一致し、他の参事会員から意見が出なければ、その時点でその案件についての賛否は決したものと見做された。参事会の決定はすべて書記官によって書き留められ、市の書記局から関係者に伝えられた。^③

参事会員を選出する役割を担っていた二二のガッフェルの大部分は複数のツンフトから成り立っていた。しかし、中には毛皮製造工や革紐製造工のツンフトのように単独でガッフェルを構成しているツンフトもあり、またアイゼンマルクト、ヴィンデック、ヒンメルライヒの三つのガッフェルは主に商人を構成員とし、ツンフトとは繋がりを持たなかった。それぞれのガッフェルには、毛織物工ガッフェルの四人を例外として、一人ないし二人の選出すべき参事会員の員数が割り当てられていた。員数が一人の場合には六月か一二月かどちらかに選挙が行われた。^④ガッフェルは、参事会員の他に、ガッフェルの会長に当たる軍旗長（終身制）、参事会から重要問題についての諮問に与かる四四人委員会の委員、同じく四四人で構成される会計監査委員会の委員を選出した。^⑤

ガッフェルはこうした選挙集会を開くために会館を持っていた。選挙集会は会長の軍旗長によって招集された。もっとも、選挙と言っても、形式的な手続きであることが多く、前任者の死亡などによって実質選挙が行われる場合にも、ガッ

フェルの幹部や当該ガツフェル選出の参事会員が予め数人の候補者を準備し、その中から公開で当選者が選ばれるに過ぎなかった。二二人のガツフェル会長は全員で軍旗長会議を構成し、参事会によって市政が適正に運営されているかどうかを監督する役割を担っていた。また軍旗長会議には、軍事組織でもあったガツフェルを動員して市の体制を防衛する任務も与えられていた。^⑥しかし、やがて軍旗長自身が参事会員に選出されることが多くなり、軍旗長の市政に対する監督機能は失われていった。^⑦

最高決定機関である参事会に責任を負いながら、外部に対して市を代表し、市の行政機構において中心的な役割を果たしていたのは二人の市長であった。市長は参事会によって選任され、任期は一年であった。しかし、参事会員と同じく二年後には必ず再選されるという習慣が生まれ、実質的には終身制と変わらなくなった。また参事会員と同じように一年間現職を務め、二年間待機する三組の市長が生まれることになった。但し、待機中の市長は休んでいたわけではなく、別の重要な職務に就いていた。六月二四日に始まる任期を務め終えた二人の市長は、直ちに会計局長（役所は水曜局と呼ばれる）に転出し、更に次の年には市の債務を管理する金曜局長に転出した。こうして待機期間を終えた市長が三年目にはもう一度現職に戻ってきたのである。なお、市長、会計局長、金曜局長は名誉職ではなく、かなりの額の給与が支払われていた。^⑧

参事会員の場合とは異なって、市長に選任されるにはケルン生まれであることが必要であった。多くの市長は選任される以前に参事会員を務めた経験を持っていたが、参事会員を務めることが市長選出の条件ではなかった。市長は参事会員の職務を兼任することができなかった。ケルンに選ばれた者は参事会員を辞職した。アウクスブルクやニュルンベルクとは異なって参事会の中核部が法的に都市貴族に限定されることはなかったが、ケルンでも市長は事実上少数の家系に集中するようになった。一八世紀後半に市長を出した家系は僅か一二に限られていた。これらの家系は相互に通婚し、一般の市民とはかけ離れた生活を送っていた。また多くの家系はケルンの周辺に所領を獲得し、帝国から貴族の身分を認められていた。^⑨彼らはケルンにおける実質上の都市貴族の家系であった。

市長職が参事会員との兼務を認められていなかったのとは逆に、参事会員のみが就任できる高級官職が三〇ほど設けられていた。これらの官職も参事会によって選任され、任期は通例一年であったが、これらの官職にも二年後には再選という慣行が適用された。それぞれの官職の定員は大部分が二名であったので、幾つかの職務を兼任する参事会員も存在した。参事会員自体はケルンでは名誉職であったが、参事会員はこれらの官職に就くことによって給与や手数料などを手にすることになった。^⑩

参事会員の就任する高級官職の中で最も序列の高かったのは、ローマの監察官に相当するシュティムマイスターと呼ばれる官職であった。シュティムマイスターの一人は市長の一人とともに市の軍隊の管理にも当たっていた。この官職を始めとする上位六つの官職が特に格式の高い官職と見做されていた。もっとも、高級官職とはいっても、その数からも推測できるように、それぞれの官職の職務内容は究めて具体的に限定されたものになっており、官職の間の職務の配分も均衡を欠いていた。また、官職とはいっても、行政と裁判はまだ厳密に区分されておらず、参事会高級官職の中にも司法職が含まれていた。更に、一見行政職に見える官職にも裁判機能が伴っていることがあった。^⑪

市長や参事会高級官職の他に、ケルンの場合、参事会に所属しない高級官職として四人の法律顧問官と二人の書記官がいた。彼らは、市長や参事会員とは異なって制度の上でも終身雇用であった。法律顧問官は参事会に法的助言を与える役目で、参事会に出席し、発言する権利を認められていた。また、法律顧問団や参事会の諮問委員会の一員として助言を与えることもあった。一方、書記官は参事会の議事録を作成し、参事会に様々な書類や手紙を提出する役目を負っていた。書記官は、更に記録係として参事会の諮問委員会や水曜局、金曜局の会議に出席した。法律顧問官も書記官も法的知識を必要とし、大学出身者が一定期間参事会員を務めたあと任命されるのが通例であった。^⑫

(ii) アウクスブルクとニュルンベルクの政治制度は以上のようなケルンの自治制度とは対照的な姿を示していた。ニュルンベルクでは、ケルンとは逆に旧来の都市貴族が一四世紀のツンフト闘争を乗り切り、その結果生まれた政治体制が殆

ど変化することなく一八世紀末まで維持された。一方、アウクスブルクでは一三六八年にツンプト革命が成功し、一旦ツンプトを中心とする自治体制ができあがったが、一五四八年になってもう一度都市貴族の支配が復活してきた。アウクスブルクでは、この一五四八年体制が若干の修正を受けながら一八〇六年まで続くことになる。両市における政治制度の重点はケルンとは逆に如何にして都市貴族の支配を維持するかに置かれていた。

アウクスブルクの場合、自治制度の中心となる組織は小参事会と呼ばれていた。小参事会は四五人の参事会員によって構成されていたが、ケルンの場合とは異なって、ここでは小参事会の中に身分による区分が持ち込まれていた。小参事会の身分別の員数は、一八世紀の段階においては都市貴族(閥族)から三一人、メーラーから四人、商人から三人、一般市民から七人となっていた。¹³⁾

アウクスブルクの都市貴族は一四世紀後半にツンプト革命によって市政から排除された後も、閉鎖的な社交クラブを作つてその勢力を保ち、一五四八年に再び権力の座に復活してきた。これ以後、彼ら閥族は小参事会において三分の二の議席を占め、市の最重要官職を押さえて、帝国都市体制が崩壊するまで市政を牛耳ることになった。また、彼らは皇帝から貴族の称号を受け、多くの家系がアウクスブルクの周辺に領地を所有していた。しかし、途中で何度か増員が行われたにもかかわらずその数は減少の一途を辿り、一八世紀末には二七家族を数えるに過ぎなくなっていた。¹⁴⁾

閥族に次ぐ第二の身分と見做されたのはメーラーという身分である。この身分は閥族と婚姻関係を結んだ富裕な商人などを閥族に準ずるものとして閥族の社交クラブに迎え入れるため一五世紀後半に設けられたもので、性格上人数は一定していなかった。一七七五年頃には二八人、一七八八年には一八人がこの身分に属していた。¹⁵⁾ 第三の身分として取り扱われたのは商人である。一七八八年の時点では二一人が商人の社交クラブに所属していた。この三つの身分以外の市民権保有者が一般の市民ということになる。メーラー、商人、一般市民の三つの身分に割り当てられた参事会員の人数は、合計しても全体の三分の一に過ぎなかった。

しかも、小参事会の構成員がこれら四つの身分に割り当てられていたということは、割り当てられた参事会員がこれらの身分の選挙によって選ばれていたということではなかった。アウクスブルクでは、一五四八年に体制が発足して以来、参事会員は事実上の終身制であり、実質的な改選は前任の参事会員が死亡したり、何かの事情で辞職したりした場合にしか行われなかった。しかし、それにもかかわらず、ここでも毎年八月三日に小参事会を一旦解散し、改選の手続きを取るという儀式が行われていた。ところが、ここではその改選の儀式そのものが、ケルンに見られたような市民による選挙という形を取ってはいなかったのである。

アウクスブルクにおける小参事会改選の儀式は次のようにして行われた。八月三日の早朝、任期満了を迎えた小参事会の構成員と、大参事会の構成員が市庁舎に集まるところから手続きが始まった。先ず大参事会が任期を終えた三人の閥族出身の参事会員の中から二人の新しい参事会員を選出し、更に残り二人の閥族出身の参事会員が互選によって三人の新しい参事会員を選び出した。この五人が新しい小参事会の母体となり、彼らによって定員三人に達するまで閥族出身の新しい参事会員が次々に選ばれるのである。選ばれた新参事会員は直ちに宣誓を行い、次の新参事会員の選考作業に加わった。^⑭

閥族出身の新参事会員三人を選び終えた後、残りの三つの身分の参事会員一人がこの三人の参事会員の手によって選ばれた。しかし、残りの身分の参事会員はすぐに小参事会の会議に加わったわけではない。その前に、三人の閥族出身者の互選によって小参事会の執行委員会に相当する枢密参事会の構成員七人、更にもの中から市の最高責任者である都市管理官二人が選出された。また、この三人の手によって六人の市長、三人の会計官、三人の建築監督官が選出された。こうして政治組織の中枢部を閥族で押さえた後、ようやく改選の結果が公表され、他の三つの身分の参事会員が小参事会に迎え入れられることになる。なお、一六四八年以降は、アウクスブルクのすべての役職はカトリックとルター派に平等に割り振られることになり、小参事会改選の儀式もカトリックとルター派に別れて行われるようになった。^⑮

こうして選ばれた小参事会がアウクスブルクにおいても行政、立法、裁判の最高決定権を握っていた。案件の日常的な処理は執行委員会である枢密参事会と都市管理官によって行われていたが、最終決定を下すのは小参事会であり、とりわけ市の財産の処分や借財については厳しく小参事会による承認が求められた。小参事会の会議は火曜日、木曜日、土曜日の午前一〇時から市庁舎において開催された。それに先立って八時からは枢密参事会の会合が行われた。小参事会、枢密参事会とも都市管理官が議長を務めた。重要官職に就いている参事会員は通常の小参事会への出席は免除されていた。なお、アウクスブルクでは、ケルンとは異なって参事会員には給与が支払われていた。¹⁸⁾

アウクスブルクにおける最高官職は、他の都市の場合とは異なって市長ではなく、都市管理官と呼ばれていた。定員は二名で、一六四八年以降はカトリックとルター派の各一名が選ばれた。毎年改選の儀式が行われたものの、実質上は終身制である。都市管理官の任務は、機密事項の処理、市の収入の処理、市の文書と印章の保管、それに参事会の司会であった。都市管理官は他の官職を兼ねることができなかったが、市の慈善基金を管理する官職のみは都市管理官が兼任することになっていた。都市管理官を含む枢密参事会は小参事会の執行委員会の役割を果たした他に、市の行政や裁判の監督にも当たった。特に会計検査は枢密参事会の専管事項で、他の参事会員には市の財政状況は知らされなかった。¹⁹⁾

都市管理官の下には、ケルンの場合と同じように参事会員に留保された行政と裁判の高級官職が三〇余り存在した。ここでも各官職の定員は普通二名であり、多くの参事会員が複数の官職に就任していた。また、ここでもケルンと同じように職務の内容は具体的に限定されたものが多く、職務の配分も偏っていた。各官職への選任は小参事会における選挙によったが、実質上は終身制であった。アウクスブルクの場合、参事会員は四つの身分に別れていたもので、どの身分の参事会員にどの官職が割り当てられるかも次第に固定していった。また、これらの参事会高級官職についてもカトリックとルター派の均衡が厳しく守られていた。²⁰⁾

最も重要な官職である会計官、建築監督官、市長は三一人の閥族出身の参事会員のみによって選任された。市の収入と

支出を管理していた三人の会計官はすべて閥族出身の参事会員で占められ、そのうち二人は枢密参事会の構成員であった。建築監督官は市内の建築活動の監視などを行う役職で、閥族出身の参事会員二人、メーカー出身の参事会員一人がこの職務に就いた。宗派の均衡は会計官、建築監督官計六人の間で保たれていた。市長は、アウクスブルクの場合、市の代表者ではなく、警察業務と簡易裁判の担当官であった。定員は六名で、三組の市長が四ヵ月交代で実務を担当した。閥族出身の参事会員三名、その他の身分の参事会員各一名がこの官職に就任した。^②

こうした参事会高級官職の他に、アウクスブルクにも参事会員の資格をもたない者の就任する高級官職が存在した。法的知識を必要とする参事会法律顧問官、市書記官と参事会書記官、市裁判所判事、市書記局事務官などがそれで、彼らは枢密参事会によって任命された。参事会法律顧問官は六名おり、法的助言を与えるために小参事会、枢密参事会、あるいは参事会のその他の委員会に出席することを認められていた。一方、市書記官と参事会書記官の二名は小参事会、枢密参事会などの議事録作成、書類準備の役目を負い、また市の書記局を統括していた。これらの官職にも宗派の平等という原則が適用された。^③

アウクスブルクの場合、これまで見てきたように小参事会や高級官職は事実上都市貴族に独占され、一般市民の市政に対する影響は極力排除されていた。しかし、そのアウクスブルクにおいても市民全体を代表する組織が全く欠如していたわけではなかった。この都市においてそのような役割を割り当てられていたのは大参事会であった。大参事会は小参事会の会員と市裁判所判事をも含めて三〇〇人の会員から成り立っており、会員は四つの身分に割り振られた定員に応じて都市管理官によって任命されていた。もっとも、大参事会が招集されるのは毎年八月の小参事会改選儀式の際と、極稀に起こる非常事態の場合に限られていた。^④しかし、このように形骸化しながらも、大参事会が協賛の機関としてなおお統していたことは共同体としての都市を考える上で注目する必要がある。

(iii) 最後にニュルンベルクの自治体制を見てみよう。ニュルンベルクにおいても行政、立法、外交の最終決定権を握っ

ていたのは小参事会と呼ばれる組織であった。ここでは小参事会は四二人の参事会員によって構成されていた。しかし、アウクスブルクと同じように、ここでもすべての参事会員が同じ権限を持っていたわけではなかった。ニュルンベルクの場合、小参事会員は次の三つのグループに分かれていた。^②

第一のグループは二六人の市長である。彼らは小参事会の中心をなしており、二人づつ組になって四週間交代で実際の市長としての業務を行っていた。このグループに選ばれるには都市貴族(閥族)の身分が必要であった。ニュルンベルクの都市貴族は特別の社交クラブを形成してはいなかったが、閉鎖性は強く、また帝国騎士への同化志向も強かった。一八世紀末には古い一族の死滅や一部の家系の帝国騎士への転身によってニュルンベルクの都市貴族の家系は二三に減少していた。^③

第二のグループは大参事会員(ニュルンベルクではゲナンテと呼ばれる)の中から選ばれた八人の古参大参事会員で、市長グループの補助的役割を果たしていた。このグループには若い都市貴族出身者や親族が重なるため第一グループに入れなかった都市貴族出身者が選ばれた。第三のグループは、八つの手工業職種(毛織物工、皮なめし工、ビール醸造業者、パン屋、毛皮製造工、金細工師、肉屋、仕立屋)から選ばれた八人の参事会賛助者である。しかし、彼らは常時小参事会に出席していたわけではなく、重要な儀式の際にだけ会議に加えられた。^④

ニュルンベルクの場合も、これらの参事会員は事実上終身制であったが、毎年改選の手続きが取られていた。ここでは小参事会改選の儀式は復活祭の後の水曜日に行われた。先ず、大参事会によって元の小参事会から二人の、また元の小参事会によって大参事会から三人の選挙委員が選ばれ、この五人の選挙委員によって二六人からなる市長グループと八人の手工業者グループの新参事会員が選出された。一方、古参大参事会員のグループは二六人の市長グループによって選出されることになっていた。^⑤

ニュルンベルクにおいても小参事会は当初は月曜日、水曜日、金曜日の午前中に開かれていたが、後には毎日開催されるようになった。小参事会の日常業務はここでは七人の古参参事会員によって処理されていた。重要問題は参事会に提出

する前にこの七人の間で協議され、財政担当官の報告もこの七人の會議に提出された。ローズンガーと呼ばれる二人の財政担当官や、市門の鍵や市の印章を保管し、市内の秩序維持に当たる三人の最高指揮官は、この七人の古参参事会員の中心から選ばれた。七人の會議には実務の順番の回つてきた二人の市長も加わった。^②

小参事会の中核をなす二六人の市長は一三人の古参市長と一三人の新参市長に分かれ、ローズンガーなどの重要官職には古参市長が任命された。また、古参、新参という区分とは別に、二六人の市長は、古い体制の名残で、本来の市長と参審員という二つのグループに分かれていた。参審員の方は通常の市長の職務の他に刑事裁判に立ち会うという職務を果たさなければならなかった。四週間交代で実務を担当する二人の市長は、必ず古参市長と新参市長、本来の市長と参審員を組み合わせることになっていた。^③

実際の業務を担当する二人の市長は行政、裁判、外交を統括し、七人の古参参事会員の會議や小参事会の議長を務めた。ニュルンベルクの場合にも、実務市長、ローズンガー、最高指揮官の他に、参事会員のみが就任することのできる数多くの参事会高級官職が設けられていた。また、ここでも専門知識を持った助言者としてかなりの数の参事会法律顧問官や参事会書記官が雇われていた。もちろん、実務市長以下の官職は有給であった。^④

ニュルンベルクにおいても一般市民による小参事会への影響はできるだけ排除されていたが、市民団全体を代表する機関としての大参事会は消滅することなく存続していた。議員の人数は時代によって変遷があったが、一七八七年の時点でそれぞれの身分を代表する合計二七九人の議員が大参事会を構成していた。もっとも、各身分を代表するとは言っても、ここでも大参事会員は小参事会による指名制であり、終身制であった。また、ここでも大参事会が招集される機会は少なく、毎年の小参事会員の選挙の際と新しい税金を導入する場合や戦争が迫った場合などに限られていた。^⑤

以上が三つの帝國都市における政治制度の概要である。ケルンと他の二つの都市ではかなり様相を異にしているが、いずれの都市においても、手工業者の代表が市の最高決定機関である（小）参事会に顔を出してはいた。しかし、彼らの参事

会への関与は形式的・儀礼的なものに留まっており、政治の実権は都市貴族出身の少数の参事会員や、彼らを補佐する法律上の知識を持った高級官職保有者の手に握られていた。手工業者が彼らの地位を左右する可能性、ましてや手工業者自身が政策決定の中枢部へ入り込む可能性は殆ど存在しなかったと言つてよい。ケルンのようにツンフトがガッフェルという組織を通じて参事会員を選挙するという制度が設けられていた所ですら、基本法の規定の強引な解釈によつて参事会員の地位はツンフトの拘束から実質上切り離されていた。市民権保有者の中で多数を占めながら、手工業者は最終決定機関である参事会の中枢部への関与を拒否され、市民団の中でも最も低い社会的地位に甘んじなければならなかつたのである。

- ① Nicolini, I.: *Die politische Führungsschicht in der Stadt Köln gegen Ende der reichsstädtischen Zeit*, Köln und Wien 1979, S. 169f., 183ff. Kellenbenz, H., Hrsg.: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, Bd. 2, Köln 1975, S. 14ff. 29-30-31の政治体制についての簡略な記述を参照。
- ② Nicolini: a. a. O., S. 170f., 177f.
- ③ Ebdenda, S. 171f., 176, 259.
- ④ Ebdenda, S. 145f., 177f., 182. ガンブハンの名称、所属ツンフト、選出すべき参事会員数については表を参照せよ。表は Luther, R.: *Gab es eine Zunftdemokratie?* Berlin 1968, S. 72; Nicolini: a. a. O., S. 151f., 182-183。林、前掲書、二三三-四頁にガンブハンの一覽表あり。ツンフトの教にはその後半十の変化が見られるが、基本的な所は一四世紀末から一八世紀末まで変りなかつた。なか、手工業者以外の市民はガッフェルを自由に選択できる仕組みになつたので、所属ツンフトの構成員の数を合計して、ガッフェルの会員数を得られるわけにならなかつた。
- ⑤ Nicolini: a. a. O., S. 147, 153, 165f., 329, 335f.
- ⑥ Ebdenda, S. 148, 153f., 156ff.
- ⑦ Kellenbenz, Hrsg.: a. a. O., S. 15.
- ⑧ Nicolini: a. a. O., S. 276ff.
- ⑨ Ebdenda, S. 274ff.
- ⑩ Ebdenda, S. 262, 263f., 266, 267.
- ⑪ Ebdenda, S. 171, 281-300, 301-313.
- ⑫ Ebdenda, S. 172, 175, 176, 261, 279ff.
- ⑬ Batori, I.: *Die Reichsstadt Augsburg im 18. Jahrhundert*, Göttingen 1969, S. 41; Stetten, P. v.: *Beschreibung der Reichs-Stadt Augsburg*, Augsburg 1788, S. 45f.
- ⑭ Batori: a. a. O., S. 18f., 30f.; Fassel, P.: *Konfession, Wirtschaft und Politik*, Sigmaringen 1988, S. 30-41; Stetten: a. a. O., S. 35.
- ⑮ Batori: a. a. O., S. 21f., 22f.; Fassel: a. a. O., S. 41f., 42f.; Stetten: a. a. O., S. 36f.
- ⑯ Batori: a. a. O., S. 32, 42f.
- ⑰ Ebdenda, S. 32f., 42, 47.
- ⑱ Ebdenda, S. 43f.
- ⑲ Ebdenda, S. 46-54.

表4 ケルンにおけるガッフェル

ガッフェルの名称	選出参事会員数		会員数 (1779年)
	6月改選	12月改選	
1) 毛織物組合ガッフェル (毛織物工と三つの近縁のツフト)	2人	2人	399人
2) アイゼンマルクト (商人)	1人	1人	108人
3) シェヴァルツェンハウス (染色工, 大青商人)	1人	1人	204人
4) 金細工師と金箔師	1人	1人	50人
5) ヴィンデック (商人)	1人	1人	102人
6) 毛皮製造工	1人	1人	35人
7) ヒンメルライヒ (商人)	1人	1人	82人
8) 画工 (画工, 紋章工, 鞆工, ガラス工)		1人	113人
9) アーレン (革紐製造工)	1人	1人	79人
10) 石工 (石工, 大工, 木彫工, 指物師, 屋 根葺き工, 研ぎ師)		1人	481人
11) 鍛冶屋	1人	1人	197人
12) パン屋	1人		254人
13) ビール醸造工	1人	1人	167人
14) ベルト製造工 (ベルト製造工, Conreider, 釘製造 工, ロクロ細工師, 袋物工, 手袋工)	1人	1人	224人
15) 肉屋	1人		84人
16) 魚組合	1人	1人	276人
17) 仕立屋	1人		265人
18) 靴屋 (靴屋, 皮なし工, 木靴工)		1人	350人
19) 甲冑師 (甲冑師, 鞆工, 刀鍛冶, 床屋)	1人		119人
20) 錫器工と Hamacher		1人	146人
21) 樽屋 (樽屋, ワイン組合, ワイン運搬人)		1人	170人
22) 亜麻織工		1人	173人
	17人	19人	4078人*

*但し参事会員と市長は除く。

②③ Ebenda, S. 58-62.
 ②④ Ebenda, S. 31f, 63f., 66f.; Stetten: a. a. O., S. 48f.
 ②⑤ Batori: a. a. O., S. 46, 50, 62, 65f.; Stetten: a. a. O., S. 58f.
 ②⑥ Batori: a. a. O., S. 54ff.; Stetten: a. a. O., S. 59f. など 大参事
 会の身分別の人数は、都市貴族から四四人、メーラーから三六人、商
 人から八〇人、一般市民から一四〇人となっていた。
 ②⑦ Gebhard, W.: *Organisation der Reichsstadt Nürnberg*, Nürnberg
 1910, S. 10. Wiest, E.: *Die Entwicklung des Nürnberger Gewerbes
 zwischen 1648 und 1806*, Stuttgart 1968, 60ff. 以下はケルン
 の政治体制についての極簡単な記述がある。

③ Gebhard: a. a. O., S. 7ff., 10. *Handbuch der Städtegeschichte* von Hirschmann, G.: Das Nürnberger Patriziat, in: Rössler, H., Hrsg.: *Deutsches Patriziat 1430-1740*, Limburg an der Lahn 1968, S. 257-276. 参考

④ Gebhard: a. a. O., S. 10f.

⑤ Ebenda, S. 11. Vgl. auch Sander, P.: *Die reichsstädtische Haus-
haltung Nürnbergs*, Bd. 1, Leipzig 1902, S. 54ff., 61.

⑥ Gebhard: a. a. O., S. 11f. Vgl. auch Sander: a. a. O., S. 62f., 93,
96f., 98ff.

III

三つの帝国都市の政治制度の検討から、手工業者は市民の中で多数を占め、また一定の組織を持ちながら、政策決定機関である参事会から実質的に排除されていたことが明らかになった。しかし、この点を確認したからといって、手工業者が市政に何らの影響も及ぼし得ず、市政の中心部を占める都市貴族によって一方的に抑圧されていたと見るのは早計であろう。

確かに、都市の政治的決定権を掌握していた都市貴族は一般市民との社会的、身分的な格差を強調し、一般市民に対して支配者として臨もうとする態度を取った。しかし、都市貴族が如何に統治者を装おうとも、都市が本来持っていた市民権保有者の誓約共同体という性格を完全に払拭することはできなかったし、都市という極小共同体に共に身を委ねているという点からも、都市貴族が市民の多数の意向に逆らった政策を長く続けることは事実上不可能であったと見てよい。参事会の統治は実際には市民の側のある種の精神的同意の上に成り立っていたのである。

それに、参事会において最終的な政策決定に係わる都市貴族は複数存在しており、彼らの間に常に意見の一致が見られ

⑦ Gebhard: a. a. O., S. 13. Vgl. auch Sander: a. a. O., 48f., 79f., 83ff., 86f., 99.

⑧ Gebhard: a. a. O., S. 9, 13, 35-50, 51-71. Vgl. auch Sander: a. a. O., S. 114ff., 118ff.

⑨ Gebhard: a. a. O., S. 14f. など 二七九人の大参事会員の内訳は、都市貴族九六人、博士、官吏、法律顧問二六人、商人三九人、手工業者一一八人となつた。Endres, R.: Nürnberg in der Frühneuzeit, in: Krüger, K.: *Europäische Städte im Zeitalter des Barocks*, Köln und Wien 1988, S. 152.

るとは限らなかつた。否、むしろ意見は相違しているのが通常で、有力な都市貴族の家系の間には恒常的な対抗關係が存在していたと考える方が実態に近いであろう。例えば、アウクスブルクの場合、枢密参事会に所属する有力家系ランゲンマンテルとシュテッテン、レーリンゲンとカール、イムホーフとブルンメルンの間には厳しい対立が見られた。これらの対立する家系はそれぞれ勢力の拡大を求めて、参事会の中に、また一般の市民の中にも支持者を広げていった。逆に、支持者たちはこれらの有力都市貴族の恩顧に縋って地位や利益を得ようとした。^①都市貴族による市政の運営は、誓約共同体の残照ばかりでなく、このようなパトロン・クライアント關係という繋がりによつても、支配される側の市民から一定の制約を受けていたのである。

参事会と市民一般の間の政治的な關係から離れて、行政や裁判の具体的な運営面に視点を移すと、参事会と手工業者との間には更に重要な繋がりが見れてくる。三つの都市のいずれにおいても、輸出産業としての手工業の繁栄期は既に終わっていたが、なお幾許かの輸出手工業は一八世紀に入つても残存していた。例えば、アウクスブルクの場合、一八世紀に入つても銀製品やプリントされた綿織物の輸出が重要な位置を占めていた。それに、いずれの都市においても、食料や衣料などの日用品の供給はまた手工業が頼りであった。このため、都市の經濟生活や社会生活の保全に責任を負う参事会にとっては、手工業者の活動を一方では統制し、一方では保護することが、最も重要な任務の一つとなり、そのための様々な通路が参事会と手工業者の間に形作られることになつたのである。

ここでは、こうした行政や裁判の面での参事会と手工業者の接觸をもう少し詳しく検討し、市政と手工業者の關係に別の角度から光りを当ててみることにしよう。ケルンの場合、先に触れたツンフト闘争をめぐる経緯から、ツンフトは手工業者の自治組織という性格を比較的強く残していた。ツンフト集会は恒常的に開かれており、ツンフトの会長も、親方全員によるか、幹部によるかは別として、ツンフト内部の選挙によつて選ばれていた。しかし、その一方で、参事会によつて承認されたそれぞれのツンフトの規約を會員に遵守させるといふ点では、ツンフトは紛れもなく行政の下請け的な機能

をも果たしていた。また、それぞれのツンフトには、退職したアムツマイスターやその他のツンフトの幹部から構成される裁判機構が設けられており、このツンフト法廷が会員同士の係争の裁定や規約違反に対する処分決定に当たっていた。しかし、判決の執行は参事会の承認を得て、市の役人によって行われており、裁判の面でもツンフトは市の組織の末端部という性格を兼ね備えていたのである。^②

これに対して、参事会の側には、参事会員の就任する高級官職の一つとしてガッフェル・参事会選挙担当委員(定員二名)が設けられていて、ツンフトやガッフェルの問題を取り扱う窓口としての役割を果たしていた。ツンフト内部で自主的に問題が処理できない場合には、この二人の委員が問題に介入し、更に決定が参事会に委ねられる場合には、彼らが参事会に状況を報告した。ツンフト法廷の判決に不服の者もこの二人の参事会員に上訴することになっていた。^③

更に、参事会の側には、こうしたツンフトの問題全般を担当する参事会員とは別に、特定の手工業職種に係わる参事会高級官職も設けられていた。ビール・火酒担当官(定員四名)は市内で販売されるビールと火酒の品質と量を監督することになっていた。彼らは樽屋が規定通りの樽を製作しているか否かも監視していた。肉市場監督官(定員六名)は肉が規定通りの場所において規定通りの価格と量と品質で販売されているかどうかを監視していた。屠殺場が清潔に保たれているかどうかを調査するのも彼らの役目であった。その他、彼らは肉の消費税が収められているかどうかを監視していた。金箔師・染色担当委員(定員四人)は金の加工で量が誤魔化されていないか、絹の染色が適正に行われているかを監督していた。印章官(定員二名)は市の度量衡を監視していたばかりでなく、市内で販売される織物に不正が行われていないかどうかにも目を光らせていた。^④

また、市場全体を監督する権限を持っていた市長は穀物市場をも監視していたが、それとの関連でパンの価格の決定も市長によって行われていた。穀物価格の動向は宣誓した穀物仲買人から市長に報告されることになっており、この報告に基づいて、毎週、パン屋のガッフェルによって選出された参事会員とパン屋のツンフトの四人のアムツマイスターの立ち

会いの下に、市長によって（実際には市長法廷の書記官によって）パンの価格が決められていたのである。その他、休業中の市長の就任する会計局長には建築手工業を監督する役割が与えられていた。^⑤

一方、都市貴族の支配が貫徹していたアウクスブルクの場合には、ツンプトの会長や幹部は小参事会によって任命されており、ツンプトの自治組織としての側面は最小限に押さえられていた。もっとも、品質の管理や軽微な裁判は事柄の性質上ツンプトの自主管理となっていた。ここでは、手工業者に対する市の側からの行政や裁判は、一七二一年以降、手工業法廷と呼ばれる組織を通じて行われていた。手工業法廷の判事は参事会高級官職で、都市貴族出身の参事会員四人、その他の身分の参事会員二人から構成されていた。他に、法的知識を持った専門家が審議官（二名）および法廷書記官（一名）として配置されていた。この組織は、営業権の授与をも含めて手工業者に関する行政や裁判を一手に引き受けており、ある程度は規則を制定する機能も備えていた。^⑥ただし、織工、染色工、仕上工など織物関係の手工業者は、その重要性から特別扱いとされ、織匠会館委員会と呼ばれる別組織の管理下に置かれていた。この委員会も参事会員の就任する高級官職であり、都市貴族出身者二人、その他の身分の参事会員一名からなっていた。委員会を補佐するために織工ツンプトの側からは三人の陪席委員が出た。^⑦

かつては、アウクスブルクの場合も数名の参事会員がそれぞれのツンプトを分担して管理する方式が取られており、ツンプトに係わる参事会高級官職は多かった。しかし、この方式は上に述べたように織工ツンプトを例外として一七二二年に改められ、手工業者を手工業法廷によって一括して管理する方式に移したため、手工業関係の参事会官職は減少した。しかし、それでも、市の土木事業や建築物を管理する建築監督官（定員三名）は建築関係の手工業者を監督しており、ビール、ワイン、酢などの液体にかかる税金を徴収していた消費税局（定員三名）も手工業者と係わっていた。また、パンの価格は穀物消費税局によって、肉の価格は肉消費税局の報告に基づいて参事会によって決定されていた。^⑧手工業法廷をも含めてこれらの手工業に係わる参事会高級官職は、それぞれの職種についての知識を必要とする場合には、ツンプトの会長

を呼んで情報を得ており、手工業者の側でもそれによって一定の発言権を確保することができた。^⑩

自治組織としてのツンフトが存在しなかったニュルンベルクにおいても、それぞれの職種の問題については手工業者が発言する道が開かれていた。ニュルンベルクでは、既に述べたように糺問局という役所がすべての手工業者を管理していた。糺問局は参事会員の就任する糺問官(五名)と実務を担当する法廷書記官(一名)によって構成されていた。糺問局は手工業規約の作成、手工業者の争いの調停、規約違反に対する処罰、親方や職人の登録など手工業者に係わる一切の業務を行っていた。しかし、職種の細部にわたる決定を行うためには、手工業の知識を持った者の協力は不可欠であり、宣誓手工業として認定された職種に関しては手工業者の中から数名の幹部が任命され、糺問局の活動を手助けしていた。手工業者はこうした職種の幹部を通じて糺問局の裁定や手工業規約の変更意向を反映させることができたのである。^⑪

この他、ニュルンベルクの場合にも、重要な職種については参事会員の就任する高級官職による監督が行われていた。醸造業委員会はビール醸造業者の監視に当たり、製粉業・製パン業委員会はパン屋の、雄牛・獣脂局委員会は肉屋の活動を規制していた。更に、市場秩序維持、葬儀保険、防火、度量衡などに関する委員会も手工業者と接触を持っていた。また、建築関係の手工業者については、参事会員のの中から選ばれた建築監督官を長とする建築局が監督を行っていた。一般の手工業者が糺問局の所管であったのに対して、建築手工業者は実質的にはこの建築局の管轄下に入っていた。^⑫

以上のように、三つの帝国都市のいずれにおいても、参事会員の就任する高級官職のかなりの部分が、参事会員の高い政治的、社会的格式とは裏腹に、手工業者に対する日常的で、トリヴィアルな接触に割り当てられていたのである。逆に、手工業者はこうした接触の中でそれぞれの職種の立場から意見を具申することによって自らの意向を担当の参事会員や最終決定機関である参事会に確実に伝えることができた。市民としての手工業者は参事会との間にか細い繋がりしか持たなかったのに対して、具体的な生産活動、営業活動を行っている場面での手工業者は参事会との間に太くて多様な繋がりを持つていたと言える。

- ④ Fassel, P.: *Konfession, Wirtschaft und Politik*, Sigmaringen 1988, S. 39f.
- ⑤ Nicolini, I.: *Die politische Führungsschicht in der Stadt Köln gegen Ende der reichsstädtischen Zeit*, Köln und Wien 1979, S. 115, 132f., 135f., 136f., 144f.
- ⑥ Ebenda, S. 133f., 144f., 286f.
- ⑦ Ebenda, S. 285, 286, 287, 292.
- ⑧ Ebenda, S. 276, 277, 278; Ebeling, D. und F. Irstgler: *Getreidensatz, Getreide- und Brotpreis in Köln 1368-1797*, Köln und Wien 1976, S. XIII; Gömmel, R.: *Vorindustrielle Bauwirtschaft in der Reichsstadt Nürnberg und ihrem Umland (16.-18. Jh.)*, Stuttgart 1985, S. 28.
- ⑨ Reith, R.: *Arbeits- und Lebensweise im städtischen Handwerk*, Göttingen 1988, S. 7; Bettger R.: *Das Handwerk in Augsburg beim Übergang der Stadt an das Königreich Bayern*, Augsburg 1979, S. 111f.; Stetten, P.: *Beschreibung der Reichs-Stadt Augsburg*, Augsburg 1788, S. 57.
- ⑩ Batori, I.: *Die Reichsstadt Augsburg im 18. Jahrhundert*, Göttingen 1969, S. 25, 64; Stetten: a. a. O., S. 41, 57 f.; Reith: a. a. O., S. 7.
- ⑪ Batori: a. a. O., S. 25, 63, 64; Stetten: a. a. O., S. 50f., 67, 110, 112. なお、手工業者の管理体制が手工業法定より本化やその以前の時期の参事会や「屋のシムント」の關係にどうなるかは Roedel, B. *Bäcker, Brot und Getreide in Augsburg*, Sigmaringen 1987, S. 130-159 に詳しく。
- ⑫ Bettger a. a. O., S. 111.
- ⑬ Wiest, E. *Die Entwicklung des Nürnberger Gewerbes zwischen 1648 und 1806*, Stuttgart 1968, S. 63f., 69 f., 82f.; Gebhard, W. *Organisation der Reichsstadt Nürnberg*, Nürnberg 1910, S. 40, 70f.
- ⑭ Wiest: a. a. O., S. 65; Gebhard: a. a. O., S. 54f.; Gömmel: a. a. O., S. 22, 163.

おわりに

縷述の非難を恐れず、結論を繰り返せば次のようになろう。旧型の都市においては、手工業者層は、数の上では、都市共同体の政治に係わる権利を持っていた市民権保有者Ⅱ市民の中で多数を占めており、またツンフトという組織も持っていた。しかし、市政の最終決定機関である（小）参事会は、決して手工業者層の執行委員会を形成していたわけではなかった。むしろ、参事会の議席の大部分は少数の都市貴族、あるいは都市の上層市民によって占められており、彼らと手工業者の間の政治的、社会的懸隔が様々な形で強調されて、手工業者層が参事会の構成に影響を及ぼす可能性は最小限に押さえられていた。ケルンのように制度的にはツンフトがガッフェルという組織を通じて参事会を選出する仕組みになっていた。

た所においても、事態は他の都市と異ならなかった。

しかし、そうであるからといって、手工業者は参事会によって一方的に支配されていたわけではない。参事会は、実際に行政や裁判を行う場合には参事会員が最高責任者として就任する様々の専門官職を設けて活動を行っており、手工業者の団体に対してはそれぞれの職種の立場からこうした官職の活動に協力し、意見を具申することを求めた。手工業者はこの機会を利用して自らの意向を参事会の側に伝達することができたのである。もっとも、このような協力関係は、手工業者に自らの利害を行政に反映させる機会が与えられていたことを示すとともに、他方では、手工業者の組織が市の行政や裁判の末端機関として取り込まれていたことを意味していた。この点では、手工業者の同業組合は実は旧型都市の政治体制の一部をなしていたのである。

このような本稿の結論は、もとより、比較的大規模な帝国都市から導き出されたものであって、小規模な帝国都市の場合、あるいは領邦都市の場合には、参事会の構成や参事会と手工業者の関係に多少の相違が見られるかもしれない。最初に述べたように大規模な帝国都市は旧型都市の自治制度の一種の純粋型を表しているものはあるが、そうであるとしても、他の類型の都市から得られる知見によってここでの結論に修正を施すべきか否かを検討する作業は必要であろう。^①また、「古き手工業」の多機能性という点から言えば、経済以外の側面に係わる手工業の機能のすべてが都市と手工業の關係に還元されるわけではなく、手工業における社会的体面の觀念、手工業者組織の自助機能などの重要な問題が本稿の母外に取り残された。ここでは直接触れることのできなかった「古き手工業」のこれらの機能についても、本稿における結論を踏まえながら更に議論を進めてゆく必要がある。いずれについても今後の課題としたい。

① 領邦都市の政治体制と手工業の關係については、差し当たり

S. 49-59, 69-82 を参照。

Schneider, E.: *Durlacher Volksleben 1500-1800*, Karlsruhe 1980.

Handwerker in der Reichsstadt

von

TANIGUCHI Kenji

In letzter Zeit wird es betont, daß das zünftig geregelte "alte Handwerk" vor 18. Jahrhundert weit mehr als nur Erwerbstätigkeit war, es vielmehr eine umfassende, multifunktionelle Lebenskultur darstellte. Aber bis heute ist es noch nicht erklärt, außer den ökonomischen Funktionen, wo der Schwerpunkt dieser Multifunktionalität lag. Doch das Zusammenfallen von Meisterschaft und Bürgerrecht macht es deutlich, daß das alte Handwerk als wichtigste Funktionen eine politische Rolle in der Selbstverwaltung der Stadt spielte. In diesem Aufsatz werden diese politische Funktionen des Handwrks in dem städtischen Regiment ausgeführt. Dabei werden drei verschiedenartige Reichsstädte als Untersuchungsgebiet ausgewählt.

The Indus Enigma : Contradiction and Key Evidence

by

XU Chao-long

Nearly eighty years of studies on the rise of the prehistoric Indus Valley civilization have only yielded an unfruitful and enigmatic theory that the Mature Harappan culture emerged without a break from the 'Pre-Harappan' or the 'Early Harappan' culture over the entire extension of the Valley. The viewpoint is primarily based on dubious factors such as the fact that the two kinds of superimposed strata at several sites, representing the 'Pre-Hrappan' culture or the 'Early Harappan' in the lower levels and the Mature Harappan in the upper, exist without any gap between them, or that the pottery from both of the cultures is generally homogeneous. The author, however, dwells on a clear break between the strata discernible at Kot Diji and Gumla in particular, and